江田島市立江田島中学校ＰＴＡ規約

第１章　名称および事務局

第　１条　この会は、江田島中学校ＰＴＡという。

第　２条　この会は、事務局を江田島中学校に置く。

第２章　目的及び活動

第　３条　この会は、保護者と教職員が協力をして、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第　４条　この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

(1) よい保護者、よい教職員になるように努める。

(2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒の生活を指導する。

(3) 地域社会の生活環境をよくする。

(4) 公教育費を充実することに努める。

(5) 国際理解に努める。

第３章　方針

第　５条　この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

(1) 生徒･青少年の教育ならびに福祉のために活動する､他の団体および機関と協力する。

(2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。

(3) この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

(4) 学校の人事等には干渉しない。

第４章　会員

第　６条　この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

(1) 江田島中学校に在籍する生徒の保護者

(2) 江田島中学校に勤務する教職員

第　７条　会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第５章　経理

第　８条　この会の活動に要する経費は、会費・寄付金・およびその他の収入によって支弁され、会費は保護者が生徒１人につき月額 200 円・教職員１人につき月額 200 円とする。

第　９条　この会の経理は、予算に基づいて行われる。

第１０条　この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

第１１条　この会の会計年度は毎年４月１日から始まり、翌年３月 31 日に終わる。

第６章　役員

第１２条　この会の役員は、構成及び選出は次表のとおりである。

役職名	執行部		事務局長	会計
	会長	副会長		
人数	１名	３名	１名	１名

第１３条　役員は会計監査委員を兼ねることができない。
２　会員は、毎年１月下旬の運営委員会までに４名の役員候補者を選出する。ただし、選出ができない場合は次に掲げる４項による。
３　過去２年間に運営委員の構成員（教職員代表を除く）又は学級委員となった者は、本人の了承がある場合を除き、役員候補者にはならないこととする。
４　会長、副会長は、立候補がない場合は、選出された新年度学級役員の中から話し合い等により決定する。また、執行部と学級役員は兼任してもよい。
５　事務局長及び会計は、会長がこれを委嘱し、運営委員会の承認を得るものとする。
第１４条　会長は次の職務を行う。
(1) 本会を代表し、会務を統括する。
(2) 総会、執行部会、運営委員会を招集する。
(3) 必要に応じ学年委員会に出席し意見を述べることができる。
第１５条　副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
第１６条　事務局長は次の職務を行う。
(1) 総会および運営委員会の議事、ならびに本会の活動に関する重要事項を記録する。
(2) 記録、通信、その他の書類を保管する。
(3) 会長の指示に従って、本会の庶務を行う。
第１７条　会計は次の職務を行う。
(1) 本会のいっさいの会計事務を処理する。
(2) 決算報告を行う。
(3) 本会の財産の管理事務を行う。
(4) 予算の立案について協力する。

第７章　会計監査委員
第１８条　本会の経理を監査するために、２名の会計監査委員を置く。
第１９条　会計監査委員は運営委員会において選出する。
第２０条　会計監査委員は必要に応じ、臨時会計監査を行うことができる。

第８章　顧問
第２１条　校長は本会の顧問となる。顧問は会長と密接な連携を保ち、総会など本会の全ての会議に出席し意見を述べることができる。

第９章　会議
第２２条　本会に次の会議を置く。

(1) 総会
(2) 執行部会
(3) 運営委員会
(4) 学年委員会
(5)学年ＰＴＡ、学級ＰＴＡ

第１０章　総会
第２３条　総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成される。
２　定期総会は年度初めに開催する。臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき又は会員の 10 分の１以上の要求があったとき開催する。
第２４条　総会は、会員の３分の１以上が出席しなければ、その議事を議決することができない。但し、委任状をもって出席に代えることができる。

第２５条　総会の議事は出席者の過半数で決し、委任状の行使は１人１票とする。
第２６条　総会は、次の事項を審議決定する。
(1) 規約の改廃
(2) 役員、会計監査委員の承認
(3) 運営方針・事業計画の承認
(4) 予算の決定
(5) 決算の承認
(6) その他必要と認めた議案の承認

第１１章　運営委員会
第２７条　運営委員会は役員・学年代表・学級役員をもって構成される。但し、必要な場合は教職員代表も構成員となる。会全体の組織の活動を有機的に結びつけるための執行機関とする。
２　運営委員会は軽易な事項を議決することができる。但し、次期総会に報告しなければならない。
３　運営委員会は学年委員会に付議される事項、または立案された事項の連絡調整をはかり、総会に提出する議案を調整する。
第２８条　運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成委員の４分の１以上の要求があったとき開催する。

第１２章　委員会
第２９条　本会の活動に必要な事項について企画･立案実施するために､学年委員会を置く。これについて必要な事項は細則で定める。
第３０条　特別な事項について必要あれば、臨時委員会を設けることができる。

第１３章　任期
第３１条　役員および委員の任期は１年とする。但し、再任を妨げない。
２　欠員を生じた場合は、補欠選挙を行う。その任期は前任者の残任期間とする。

第１４章　細則
第３２条　本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限り運営委員会の議決を経て定める。
２　運営委員会は細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第１５章　改正
第３３条　この規約は総会において、出席者の２分の１以上の賛成がなければ改正することができない。

第１６章　附則
第３４条　この規約は昭和 49 年５月７日より実施する。
附　則　この規約は、平成９年４月 19 日から施行する。
附　則　この規約は、平成 10 年４月１８日から施行する。
附　則　この規約は、平成 12 年４月 22 日から施行する。
附　則　この規約は、平成 19 年４月 22 日から施行する。
附　則　この規約は、平成 25 年４月 21 日から施行する。
附　則　この規約は、平成 27 年４月 18 日から施行する。

附　則　この規約は、令和２年４月 18 日から施行する。
附　則　この規約は、令和３年４月１日から施行する。
附　則　この規約は、令和５年４月 22 日から施行する。
附　則　この規約は、令和７年４月 19 日から施行する。

■本部役員・学級役員、学年ＰＴＡ、学級ＰＴＡに関する細則

（学年ＰＴＡ、学級ＰＴＡ）
第　１条　学年委員会は各学級３名の学級役員および学級(学年)担当教員をもって構成し、学年ＰＴＡ、学級ＰＴＡの活動計画の立案を行う。
２　学級役員は学級ＰＴＡの司会、記録にあたる。
３　学級役員の互選により学年代表を定める。
４　学年代表は学年ＰＴＡおよび学年委員会を司会、記録する。
５　学級役員の選出は、話し合い、もしくは選挙によって選出される。
原則、過去２年間の運営委員会の構成員並びに学級役員は、選出対象者から除外されるものとする。ただし、本人の了承が得られた場合は、その限りではない。

（本部役員・学級役員の活動）
第　２条　本部役員（４名）及び学級役員（各クラス３名（特別支援学級保護者は交流学級に含む））で以下の活動を行う。
(1) 体育祭駐車場係
(2) ＰＴＡ講演会
(3) 市Ｐ教育講演会
(4) ＰＴＡ新聞（卒業前に１回発行）
(5) 挨拶運動　（試験期間中、校舎前の時計下で実施）
(6) その他　必要に応じて検討

■江田島中学校　ＰＴＡ弔慰規定 及び各種大会出場横断幕規定

（弔慰金及び弔電）
第　１条　本会の弔慰を次のとおり定める。
(1) 会員死亡のとき香典　　５，０００円　弔電
(2) 生徒死亡のとき香典　　５，０００円　弔電
(3) 校医死亡のとき香典　　３，０００円　弔電
(4) 校医、教職員の父母、配偶者及びその子の死亡とき香典 ３，０００円　弔電
(5) 教職員、生徒の病気・怪我欠席１ケ月以上のとき見舞金 ３，０００円
（餞別）
第　２条　教職員転退職のとき、餞別は次による。
基本額２，０００円とし、それに在職１年につき５００円を加算する。
（その他）
第　３条　第１条、第２条によることが難しいときは、執行部会において協議決定する。

（積立及び保管）
第　４条　この規定に基づく必要な額は､会費より別途積立し､会計が保管するものとする。

第　５条　本校生徒及び卒業生の各種大会の出場や優秀な成績を残した場合の横断幕の設置は、次のとおり定める。
(1) 本校生徒が中国大会以上の大会に出場する場合

(2) 本校卒業生（高校生）が全国大会に出場する場合
(3) 本校生徒（卒業生を含む）が全国大会等で優勝等の優秀な成績を残した場合
(4) その他、運営委員会が必要と認めた場合

附　則　この細則及び規定は、平成 27 年４月 18 日から施行する。
附　則　この細則及び規定は、令和２年４月 18 日から施行する。
附　則　この細則及び規定は、令和３年４月 24 日から施行する。
附　則　この細則及び規定は、令和５年４月 22 日から施行する。
附　則　この細則及び規定は、令和７年４月 19 日から施行する。
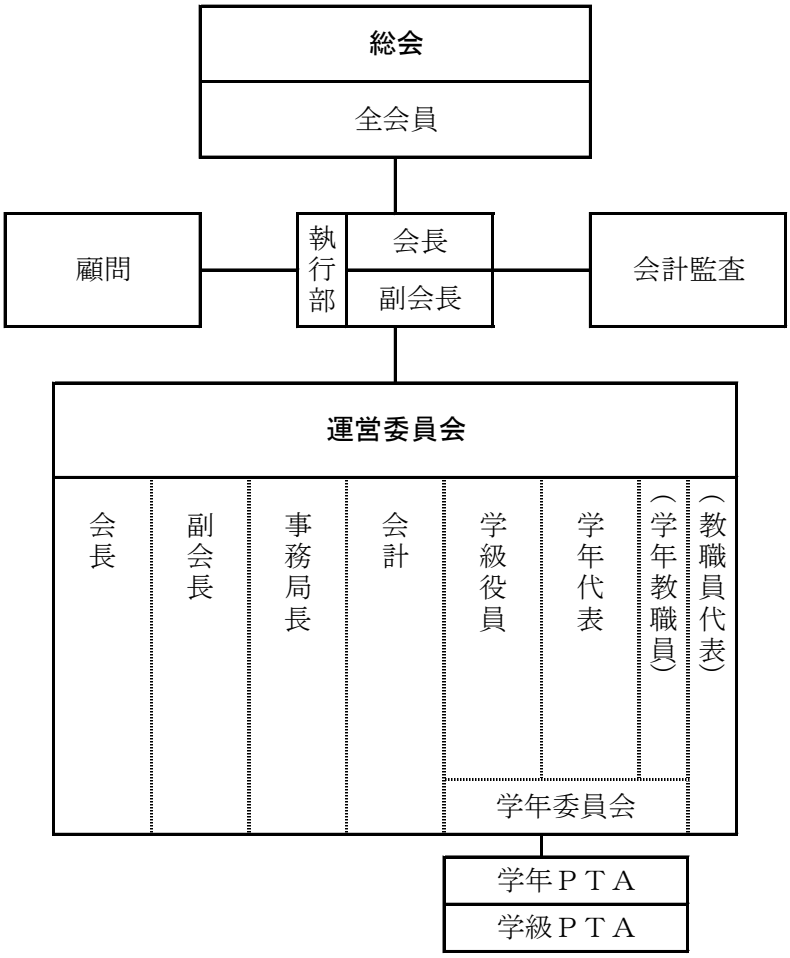
江田島中学校ＰＴＡ組織運営表